

青森県報

号外第五十九号

平成二十九年
七月七日

(金曜日)

目次

人事委員会

○人事委員会規則七―三三(失業者の退職手当)の一部を改正する規則……………(職員課) ……一

○人事委員会規則七―六二(初任給調整手当)の一部を改正する規則……………(同) ……一

公営企業

○青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程……………(病院局) ……二
(経営企画室) ……二

人事委員会

人事委員会規則七―三三(失業者の退職手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年七月七日

青森県人事委員会委員長 熊 地 貴 志

人事委員会規則七―三三(失業者の退職手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七―三三(失業者の退職手当)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十四条」を「第十項並びに第二十一条」に改める。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(条例第十条第十項第二号に規定する人事委員会規則で定める者)

第五条 条例第十条第十項第二号イに規定する人事委員会規則で定める者のうち次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者とする。

一 雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第二十四条の二第一項第一号に掲げる者に相当する者 退職職員(退職した条例第二条第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。)をいう。以下この項において同じ。)であつて、同法第二十四条の二第一項第一号に掲げる者に該当するもの

二 雇用保険法第二十四条の二第二項第二号に掲げる者に相当する者 退職職員であつて、その者を同法第四条第一項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた県の事務を同法第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば同法第二十四条の二第二項第二号に掲げる者に該当するもの

三 雇用保険法第二十四条の二第二項第三号に掲げる者に相当する者 退職職員であつて、その者を同法第四条第一項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた県の事務を同法第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば同法第二十四条の二第二項第三号に掲げる者に該当するもの

2 条例第十条第十項第二号ロに規定する人事委員会規則で定める者は、前項第二号に定める者とする。

第一号様式中「(第3条関係)」を「(第4条関係)」とし、「第3条第1項」を「第4条第1項」に改める。
第二号様式中「(第3条関係)」を「(第4条関係)」とし、「第3条第4項」を「第4条第4項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則七―六二(初任給調整手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年七月七日

青森県人事委員会委員長 熊 地 貴 志

人事委員会規則七―六二(初任給調整手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七―六二（初任給調整手当）の一部を次のように改正する。
第三条第一号中「旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校等で人事委員会の定めるものを卒業した者にあつては、人事委員会の定めるこれに準ずる期間。」を削る。

第六条第一項中「（旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを含む。）」を削り、同条第二項中「職員派遣の期間」の下に「（人事委員会の定める期間を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事委員会規則七―六二（初任給調整手当）第六条第二項の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

公 営 企 業

青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十九年七月七日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第四号

青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

青森県病院局職員の給与に関する規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第十号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項第四号中「との協定で定める」を「と協議して定める」に改める。

第十三条第一項中「第六条第二項及び第三項に定める」を「第六条第二項各号及び第三項各号（第二号を除く。）に掲げる」に、「感染症の病原体」を「これらの感染症の病原体」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二間屋町三丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭